

川崎市児童相談所におけるタブレット専用
アプリケーション提供・保守等業務委託
企画提案説明書

令和7年12月
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

1 件名

川崎市児童相談所におけるタブレット専用アプリケーション提供・保守等業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 提案資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において業種「電算関連業務」に登載されていること。

※登載がない場合でも、参加意向申出書の提出時点で当該業種の登録を申請しつつプロポーザル評価委員会で審査を行う時点までに登載される見込みである場合には、応募することを可能とします。ただしこれらを満たさない場合には提案資格を喪失することとします。

- (4) 過去5年以内に児童相談所業務に関するタブレット専用アプリケーション提供について官公庁等における履行実績を有していること。

5 公募手続

公募型プロポーザルにより、専門的な知識を有する事業者から、意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、提案内容や実施体制等を総合的に判断し、本業務にふさわしい事業者を特定します。

(1) 参加意向申出書の受付

本公募に参加する場合には、「参加意向申出書」（様式1）に必要事項を記入の上、上記「4 (4)」を証する書類（写し可）」を添付してください。

ア 受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月15日（木）まで

イ 提出方法

令和8年1月15日（木）午後5時までに持参または郵送（必着）
持参の場合、必ず事前連絡してください。

開庁日の午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで
郵送の場合、簡易書留等、配達記録が残る方法により送付してください。

ウ 提出先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 15 階
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕宛

(2) 提案資格確認結果の通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和 8 年 1 月 19 日（月）までに参加意向申出書記載の電子メールアドレスへ「参加資格確認結果通知書」を交付します。
※提案資格を有する事業者に、仕様書記載「川崎市外部サービスの利用に係るガイドライン」資料を送付します。

(3) 質問と回答

仕様書等の内容についての質問は、「質問書」（様式 2）により電子メールにて受け付けます。電話・ファクスでの質問は受け付けません。

ア 受付期間
令和 8 年 1 月 19 日（月）午前 9 時から同 1 月 21 日（水）午後 5 時まで（必着）
イ 質問送付先メールアドレス
45zidoka@city.kawasaki.jp 児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕宛
ウ 回答
令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 5 時までに電子メールにて回答します。
(参加資格者全てに送付します。再質問は受け付けません。)

6 企画提案のための必要書類

次の書類を提出してください。また、提出書類をもとに企画提案（プレゼンテーション）を行っていただきます。提出期限後は、書類の差し替え、変更又は追加は認めません。本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(1) 企画提案書

別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。
また、システムの専門家以外の者にも理解できるよう、日本語で十分にわかりやすい記述としてください。

ア 業務に対する基本姿勢
イ サービスのシステム構成
ウ 利用端末の調達・仕様
エ サービスの運用支援
オ 情報セキュリティ対策

カ その他サービス全般に係る提案事項

キ 経済性・効率性

(2) 見積書

企画提案書の内容と整合が取れたものとしてください。

本契約期間5年の各年度別の金額、内訳がわかる見積書としてください。

消費税額及び地方消費税額を含めた金額がわかるよう記載してください。

(3) 提出書式

※極力、事業者名が推定できる内容を含まない提案書としてください

ア 企画提案書

(ア) 書式は任意

(イ) サイズはA4横で作成

(ウ) 表紙・目次（6(1)アからキ）・本編で構成

本編の枚数の上限は20ページ程度

(エ) PDFファイルにて提出

イ 見積書

(ア) 書式・サイズは任意

(イ) PDFファイルにて提出

7 提出方法・日時・提出先

(1) 企画提案書等の提出方法

電子メールにてPDFデータを送付

(2) 企画提案書等の提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先メールアドレス

45zidoka@city.kawasaki.jp 児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕宛

容量が大きい等でメール送信ができない場合は、送付方法についてご相談ください。

8 企画提案会（プレゼンテーション）

(1) 日時・場所

令和8年2月16日（月）または、2月20（金）を予定

※日時及び開催場所については、提案者が確定した後、別途通知します。

また、上記日程については、変更になる可能性があります。

(2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(3) プrezentation

ア 「7(1) 企画提案書」を使用し、20分程度で行ってください。その後、質疑応答10分程度行います。

イ プレゼンテーションは、原則として本業務担当責任者として従事予定の方が行ってください。なお、出席者は4名以内とします。

ウ 会場設置のモニター（HDMIケーブル付）に、提案者持参のパソコン等をモニターに接続してください。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案評価シート（様式3）に基づき項目ごとに数値化して採点し、評価委員ごとに順位を決定します。得点が同一の場合は見積金額（7（2）の金額）の低い事業者を上位とします。評価委員ごとの順位の1位が最も多く付いた事業者を契約候補者として特定します。

順位の1位が最も多く付いた事業者が複数ある場合は、最も見積金額（6（2）の金額）の低い事業者を特定します。ただし、「12事業概算額」を超えた見積額を提示している場合は、特定しません。また、合計点数が満点の50%に満たない事業者についても特定しないものとします。

企画提案評価シートの評価項目を参考にして、提案を行ってください。

9 審査結果通知

審査結果については、令和8年3月中旬迄に提案各者全てに、参加意向申出時に登録している電子メールアドレスへ結果通知書を交付します。なお、審査結果等について電話及び電子メール等での問合せには応じられませんので御了承ください。

10 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに特定された事業者と協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合、改めて仕様書等を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

- (1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 総価契約とする。

11 失格事由

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案資格確認通知発出後に、参加資格要件を満たさなくなった場合

(4) その他、本企画提案説明書に定める手続き、方法等を遵守しない場合

1 2 事業概算額（提案上限額）

	提案上限額 (消費税及び地方消費税含む)
令和 8 年度	89, 562, 000 円
令和 9 年度	65, 088, 100 円
令和 10 年度	57, 831, 400 円
令和 11 年度	94, 114, 900 円
令和 12 年度	65, 088, 100 円
合計	371, 684, 500 円

1 3 スケジュール

令和 8 年 1 月 8 日(木)	公募開始
令和 8 年 1 月 15 日(木)	参加意向申出書提出期限
令和 8 年 1 月 19 日(月)	参加資格確認結果通知書送付・質問書受付開始
令和 8 年 1 月 21 日(水)	質問書提出期限
令和 8 年 1 月 28 日(水)	質問書回答送付
令和 8 年 2 月 2 日(月)	企画提案書等提出期限
令和 8 年 2 月 16 日(月) または 20 日(金)(予定)	企画提案会(プレゼンテーション)
令和 8 年 3 月中旬(予定)	審査結果通知書送付・特定事業者と契約協議開始
令和 8 年 4 月 1 日(水)(予定)	契約締結

1 4 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式 4)を提出してください。
- (4) 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手續を行います。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 8 年 3 月頃)を要します。

1 5 事務局（問合せ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎15階）

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕

TEL： 044-200-0134

E-mail : 45zidoka@city.kawasaki.jp